

【答申の概要】 諮問第218号 実施機関が特定の土地を取得するに当たり土地収用法適用事業に該当しないと判断した記録等の非開示決定に対する審査請求

件名	実施機関が特定の土地を取得するに当たり土地収用法適用事業に該当しないと判断した記録等の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	静岡県の保有する特定施設に隣接する駐車場用地（以下「本件駐車場用地」という。）の取得方法が土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「収用法」という。）の適用事業に当たらないと判断した記録及び収用法の適用事業か否かについて税務署との事前協議に入ったことがわかる資料
非開示理由	条例第11条第2項（文書不存在）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成30年8月15日
主な論点	本件対象公文書を作成も取得もしていないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）としたことの妥当性

審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

審査会の判断

1 本件決定について

(1) 実施機関は、別記1に掲げる本件開示請求を受け、別記2に掲げる本件対象公文書（文書1及び文書2）を特定し、本件駐車場用地の取得の経緯を踏まえれば当然に収用法の適用がないと判断し、条例第11条第2項の規定に基づき本件決定を行ったものである。これに対し、審査請求人は、本件駐車場用地の取得について、当然に収用法の適用の余地があることを前提に、本件対象公文書を保有しているはずだとしていることから、以下、検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 土地収用制度及び収用法について

国や地方公共団体等が様々な公益事業を実施していく上で、土地その他の財産が必要となることがある。しかしながら、土地には代替性が十分にあるとはいえず、土地を強制取得する制度がなければ、土地所有者が買収に応じないときには、公益事業が遂行されない等、社会にとって著しい支障が生ずる。そこで、特定の公益事業のために土地を必要とするときは、土地所有者の同意が得られない場合であっても土地を強制的に取得することを可能にする制度が必要であり、その基本となる法律が収用法である。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は、以下の理由により本件対象公文書（文書1及び文書2）を保有していないと主張する。

(i) 本件駐車場用地の取得は、当該土地の所有者から売却の意向を受け、売買契約という任意取得の方法を採用していることから、収用法の適用を検討するまでもなかった。

(ii) 仮に本件駐車場用地について任意取得の方法をとることができなかったとしても、従前の賃貸借契約を継続するか代替地を探す方法を検討したはずである。

イ 収用法は、上記2(i)で述べたとおり、土地所有者の同意を得られず土地を取得できない場合に強制的にこれを取得する手続等について定めているところ、本件駐車場用地の取得については売買契約が締結されている。さらに、当該契約は土地所有者からの申出に基づき行われたとされ、

この点を覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

請求1 静岡県が保有する特定施設の駐車場用地売買について、「収用事業ではないため、（控除する経費）特別控除なし」と示され、その理由として「強制執行が考えられないからあるいは強制執行に至らないから、収用ではない」と説明されているところですが、それは何時、何処で、どの段階・レベルで判断されたものですか。

請求2 会議や会合においてですか。そうならば議事録や記録が残っていますか。

請求3 話しが進展していくと、浜松西税務署になると聞いておりますが、税務署資産税部門との事前協議に入るとは思われますが、実現できましたか。

別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

文書1 土地収用法の適用事業に当たらないと判断した記録

文書2 土地収用法の適用事業か否かについて税務署との事前協議に入ったことがわかる資料

別記3 （略）